第二十七条の四第六項及び第七項を削り、同条第八項中「第四十二条の四第六項第七号」を「第四十二条の四第八項第四号」に、「第十一項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第四十二条の四第四項（第一号に係る部分に限る。第十一項、第十三項及び第十四項において同じ。）」を「第四十二条の四第一項又は第三項」に、「同条第六項第八号」を「同条第八項第三号」に、「第十一項において「適用年度」を「第九項において「適用年度」に、「同号」を「同条第八項第五号」に、「（第十一項」を「（第九項」に改め、同項第一号中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に、「適用年度の開始」を「適用年度開始」に、「第十一項」を「第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項中「第四十二条の四第四項」を「第四十二条の四第一項又は第三項」に、「、次項及び第十五項」を「及び次項」に、「この項及び第十五項」を「この項」に、「第三十九条の三十九第十二項」を「第三十九条の三十九第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項を同条第十項とし、同条第十三項中「第四十二条の四第四項」を「第四十二条の四第一項又は第三項」に、「第九項」を「第七項」に、「同条第六項第一号に規定する」を「第三項各号に掲げる」に、「第二十二項」を「第二十一項」に、「第三十九条の三十九第十四項」を「第三十九条の三十九第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

12　法第四十二条の四第六項第六号に規定する政令で定める中小企業者は、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人とする。

一　その発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が一億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。次号において同じ。）の所有に属している法人

二　前号に掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上が大規模法人の所有に属している法人

13　法第四十二条の四第八項第九号に規定する政令で定める試験研究は、次に掲げる試験研究とする。

一　次に掲げる者（以下この項において「特別研究機関等」という。）と共同して行う試験研究で、当該特別研究機関等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

イ　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第二条第七項に規定する試験研究機関等

ロ　国立研究開発法人

二　大学等（学校教育法第一条に規定する大学若しくは高等専門学校（これらのうち構造改革特別区域法第十二条第二項に規定する学校設置会社が設置するものを除く。）又は国立大学法人法第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該大学等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該大学等の役割分担及びその内容、当該法人及び当該大学等が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法、当該試験研究の成果が当該法人及び当該大学等に帰属する旨及びその内容並びに当該大学等による当該成果の公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

三　他の者（特別研究機関等、大学等、当該法人がその発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下この号及び第七号において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法人（連結親法人にあつては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。）、当該法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。）及び当該法人との間に支配関係（法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係をいう。第七号において同じ。）がある他の者を除く。以下この号において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該他の者の役割分担及びその内容、当該法人及び当該他の者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人及び当該他の者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

四　技術研究組合の組合員が協同して行う技術研究で、当該技術研究組合の定款若しくは規約又は同法第十三条第一項第一号に規定する試験研究の当該技術研究組合の組合員の役割分担及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

五　特別研究機関等に委託する試験研究で、当該特別研究機関等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の額及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

六　大学等に委託する試験研究で、当該大学等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

七　特定中小企業者等（法第十条第八項第五号に規定する中小事業者で法第二条第一項第十一号に規定する青色申告書を提出するもの、法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者で青色申告書を提出するもの及び法第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人に該当するもの（次号において「中小事業者等」という。）、法人税法別表第二に掲げる法人その他試験研究を行う機関として財務省令で定めるものをいい、特別研究機関等、大学等、当該法人がその発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法人（連結親法人にあつては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。）、当該法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。）、当該法人との間に支配関係（法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係をいう。第七号において同じ。）がある他の者を除く。以下この号において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該他の者の役割分担及びその内容、当該法人及び当該他の者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人及び当該他の者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

四　技術研究組合の組合員が協同して行う技術研究で、当該技術研究組合の定款若しくは規約又は同法第十三条第一項第一号に規定する試験研究の当該技術研究組合の組合員の役割分担及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

五　特別研究機関等に委託する試験研究で、当該特別研究機関等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の額及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

六　大学等に委託する試験研究で、当該大学等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

七　特定中小企業者等（法第十条第八項第五号に規定する中小事業者で法第二条第一項第十一号に規定する青色申告書を提出するもの、法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者で青色申告書を提出するもの及び法第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人に該当するもの（次号において「中小事業者等」という。）、法人税法別表第二に掲げる法人その他試験研究を行う機関として財務省令で定めるものをいい、特別研究機関等、大学等、当該法人がその発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法人（連結親法人にあつては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。）、当該法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。）、当該法人との間に支配関係（法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係をいう。第七号において同じ。）がある他の者を除く。以下この号において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該他の者の役割分担及びその内容、当該法人及び当該他の者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人及び当該他の者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

八　特定中小企業者等（中小事業者等に限る。）からその有する知的財産権（法第四十二条の四第八項第九号に規定する知的財産権をいう。以下この号において同じ。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究で、当該特定中小企業者等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該知的財産権の設定又は許諾の期間及び条件、当該法人が当該特定中小企業者等に対して支払う当該知的財産権の使用料の明細（当該試験研究の進捗に応じて当該知的財産権の使用料を支払う場合には、その旨を含む。）その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの